

令和 8 年度地方独立行政法人秋田県立療育機構
障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下、「施設等」という。）の受注機会の増大を図るため、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下、「法人」という。）が施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を定める。

2 対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は、その住所又は所在地が秋田県内にある法第 2 条第 4 項で規定する別紙 1 に掲げる施設等とする。

3 適用範囲

この調達方針は、法人が発注するすべての物品等について適用する。

なお、物品等の調達に当たっては、別紙 2 に掲げる物品・役務の品目分類を参考とする。

4 基本的な考え方

（1）予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

なお、地方独立行政法人秋田県立療育機構契約事務取扱規程第 19 条第 3 号の規定によることができる場合は、随意契約を積極的に活用することとする。

（2）発注にあたっては、秋田県のホームページに掲載の施設等が提供可能な物品等に関する情報を活用するとともに、施設等の提供能力等に配慮し、適切な納期の確保及び発注量等の仕様の策定を行うよう努めるものとする。

5 調達の目標

施設等からの物品等の調達については、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

6 調達方針、調達実績の公表等

法人は、毎年度、調達実績をホームページで公表するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

別紙 1

調達方針の対象となる施設等

施設等の区分	説 明
就労継続支援事業所 (A型、B型)	障害者総合支援法に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
就労移行支援事業所	障害者総合支援法に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
生活介護事業所	障害者総合支援法に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
障害者支援施設	障害者総合支援法に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
地域活動 支援センター	障害者総合支援法に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
小規模作業所	障害者基本法に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として、同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する事業を行う。
特例子会社	障害者雇用促進法に規定する障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
重度障害者 多数雇用事業所	障害者雇用促進法に規定する重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。 (要件) ア 障害者の雇用者数が5人以上 イ 障害者の割合が従業員の20%以上 ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
在宅就業障害者	障害者雇用促進法に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
在宅就業支援団体	障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2

物品・役務の品目分類

区 分	品 目	具 体 例
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍等
	食料品・飲料類	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物等
	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗等
	その他物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒等の印刷
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ等
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機等の管理等
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし等
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店等
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等

（注）上記に記載のないものであっても、法人が調達可能な物品等であれば対象とする。